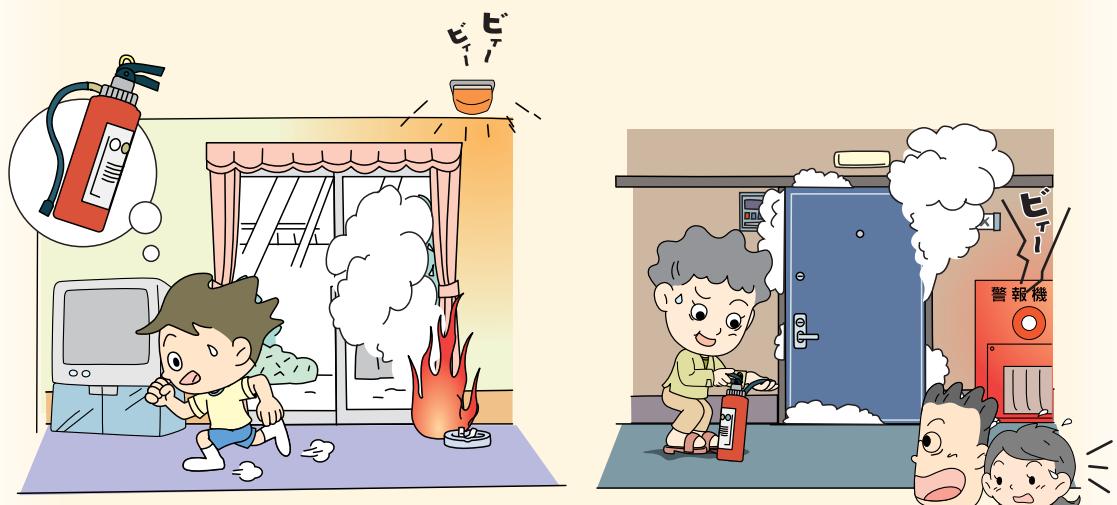


住宅火災から命をまもる

住宅用火災警報器を設置しましょう！

火災による死者の多くは、**住宅火災**から発生しています。
そのうち、居室や寝室などで、高齢の方が多く亡くなっています。



火災予防条例の改正により、
平成16年10月1日から住宅を新築又は改築する場合は、
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。
平成16年9月30日以前に建てられた住宅についても、
努めて住宅用火災警報器を設置しなければならぬことになりました。

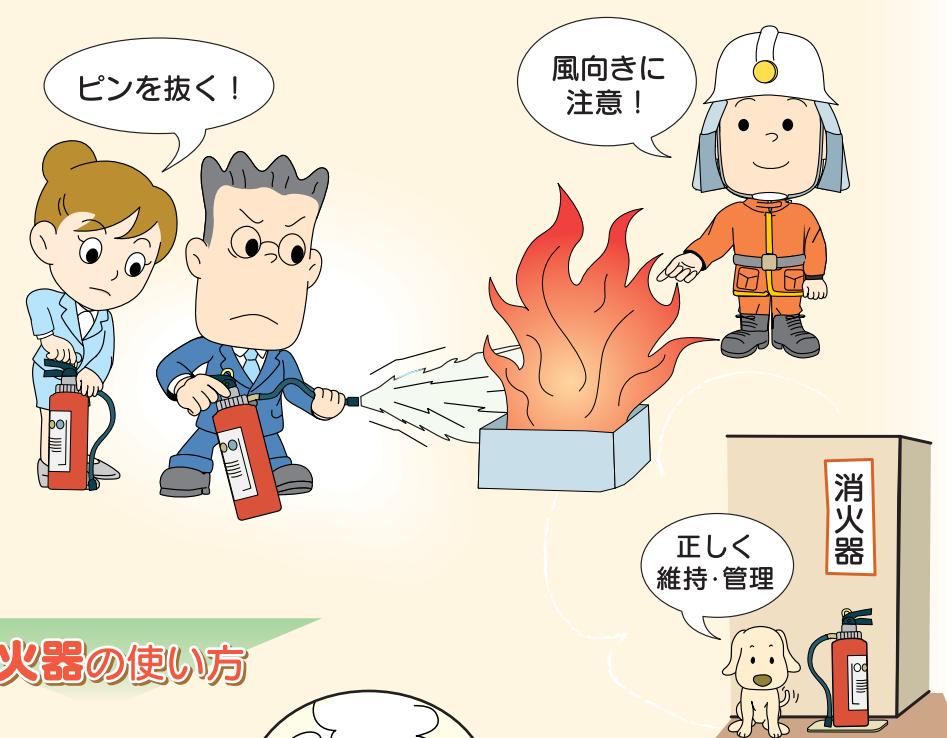
ご注意ください！

区役所や消防署が、消火器や火災警報器を訪問販売することはありません。

消火器を使うには

万が一、火事になんでも落ち着いて消火作業を行いましょう！

消火訓練



消火器の使い方

